

食品安全委員会（第 850 回会合）議事概要

日 時：令和 4 年 3 月 8 日（火） 14：00～15：07
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：山本委員長外 6 名
動画配信：一般 1 名

（１）農薬第二専門調査会における審議結果について

- ・「アセキノシル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第二専門調査会に依頼することとなった。

（２）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「JPBL007 株を利用して生産された α -アミラーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「JPAN004 株を利用して生産された α -アミラーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

（３）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（注射用ビクシリン）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員長及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

（４）食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「アシノナピル」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フェンピラザミン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フルキサメタミド」に係る食品健康影響評価について

→担当の浅野委員及び事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「アシノナピルの許容一日摂取量(ADI)を0.04 mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した。」

「フェンピラザミンの許容一日摂取量(ADI)を0.12 mg/kg体重/日、急性参照用量(ARfD)を0.8 mg/kg体重と設定する。」

「フルキサメタミドの許容一日摂取量(ADI)を0.0085 mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関へ通知することとなった。

・農薬「ピリフルキナゾン」に係る食品健康影響評価について

→担当の浅野委員及び事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「ピリフルキナゾンの許容一日摂取量(ADI)を0.005 mg/kg体重/日、一般の集団に対する急性参照用量(ARfD)を1 mg/kg体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量を0.05 mg/kg体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関へ通知することとなった。

・農薬「グルホシネート」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、農薬第二専門調査会におけるものと同じ結論、

「グルホシネートの許容一日摂取量(ADI)を0.0091 mg/kg体重/日、急性参照用量(ARfD)を0.01 mg/kg体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関へ通知することとなった。